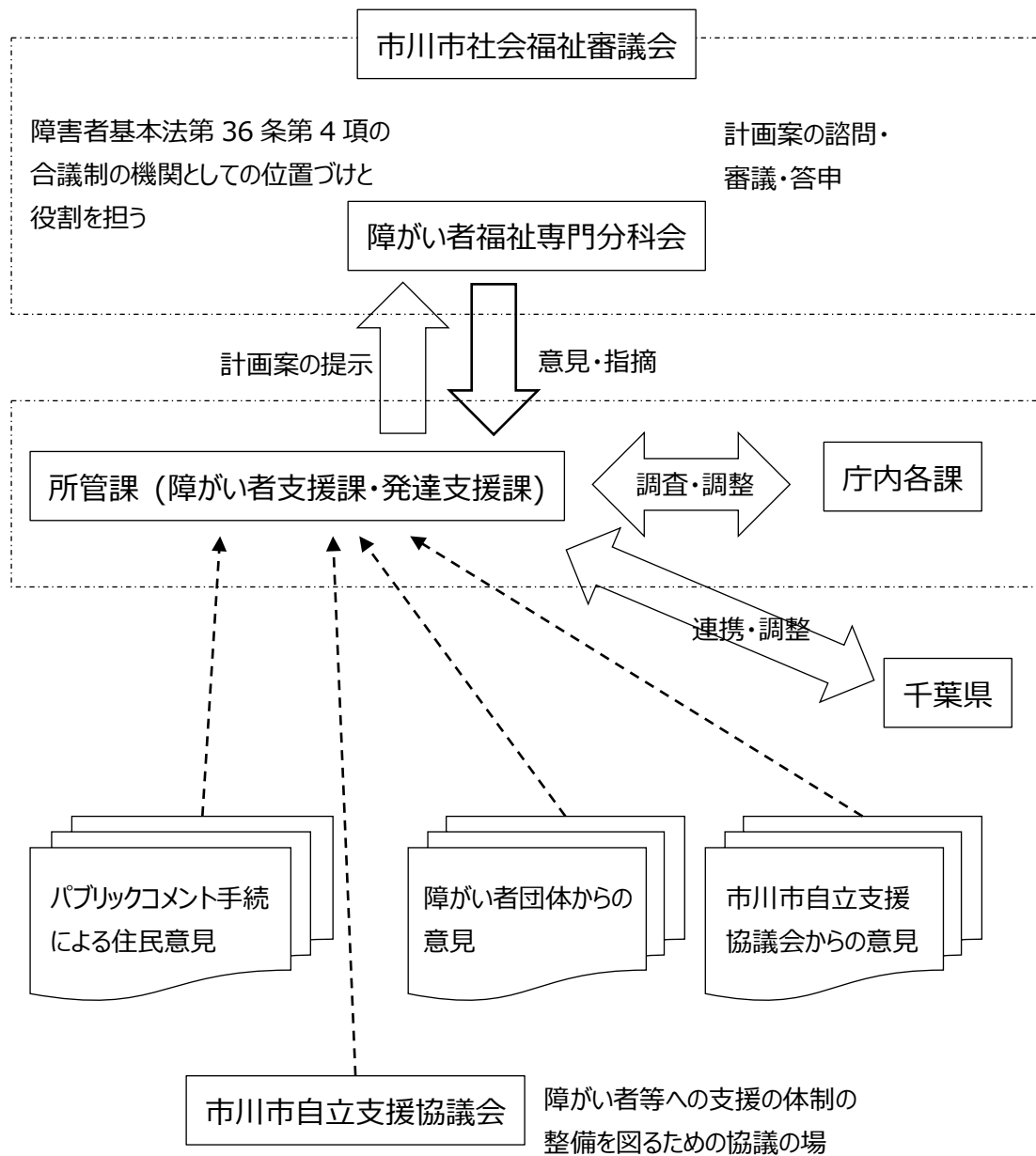


第4部  
資料

# 第1章 資料

## 第1節 策定体制



## 第 2 節 策定の経過

|  | 内容   |
|--|--|
| 令和 2 年 3～7 月                           | 障がい者団体へのヒアリング<br>「現在の障がい者施策について課題と思うこと」                              |
| 令和 2 年 5～6 月                           | 市川市自立支援協議会へのヒアリング<br>「現在の障がい者施策について課題と思うこと」                          |
| 令和 2 年 7 月 6 日                         | 令和 2 年度 第 1 回 市川市社会福祉審議会*<br>「第 4 次いちかわハートフルプラン案の策定方針について」           |
| 令和 2 年 8 月 7 日                         | 令和 2 年度 市川市社会福祉審議会 第 1 回 障がい者福祉<br>専門分科会<br>「第 4 次いちかわハートフルプラン案について」 |
| 令和 2 年 9 月 1 日                         | 令和 2 年度 第 1 回 市川市自立支援協議会<br>「第 4 次いちかわハートフルプラン案について」                 |
| 令和 2 年 10 月 9 日                        | 令和 2 年度 第 2 回 市川市社会福祉審議会<br>「第 4 次いちかわハートフルプラン案について」                 |
| 令和 2 年 11 月 7 日から<br>令和 2 年 12 月 7 日まで | 第 4 次いちかわハートフルプラン案についてパブリックコメント手続の<br>実施                             |
| 令和 2 年 11 月 18 日                       | 令和 2 年度 第 3 回 市川市社会福祉審議会   |
|  | 令和 2 年度 第 4 回 市川市社会福祉審議会   |
|  |  |
|  |  |

## 第3節 市川市社会福祉審議会条例

平成 17 年 3 月 30 日条例第 8 号

### (設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (任務)

第2条 審議会は、本市における高齢者福祉、障害者福祉その他社会福祉に関する事項（市川市介護保険条例（平成 12 年条例第 10 号）第 12 条第 2 項に規定する市川市介護保険地域運営委員会の任務に係る事項及び市川市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 1 項に規定する市川市子ども・子育て会議の任務に係る事項を除く。）に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

### (組織)

第3条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

### (委員及び臨時委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

2 市長は、前項第 3 号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募の方法により選定するものとする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 臨時委員は、審議会の申出に基づき、第 1 項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

6 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了する日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門分科会を置くことができる。

- 2 専門分科会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 専門分科会は、調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(事務)

第8条 審議会の事務は、福祉部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第10条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(市川市高齢化社会対策審議会条例の廃止)

- 2 市川市高齢化社会対策審議会条例（平成4年条例第1号）は、廃止する。

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成18年3月24日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 6 月 26 日条例第 35 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 28 日条例第 2 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 28 日条例第 4 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 25 日条例第 13 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

## 第4節 市川市社会福祉審議会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

### 市川市社会福祉審議会

| 条例上の区分       | 区分        | 推薦等の機関・団体           | 氏名     |
|--------------|-----------|---------------------|--------|
| 学識経験者        | 学識経験者     | 和洋女子大学              | ◎岸田 宏司 |
|              | 学識経験者     | 和洋女子大学              | 庄司 妃佐  |
|              | 社会福祉施設経営者 | 社会福祉法人慶美会           | 高田 俊彦  |
|              | 経済界       | 市川商工会議所             | 山極 記子  |
|              | 医療関係者     | 一般社団法人市川市医師会        | 福澤 健次  |
|              | 学識経験者     | 淑徳大学                | ○藤野 達也 |
| 関係団体の推薦を受けた者 | 地域の代表者    | 市川市自治会連合協議会         | 岩松 昭三  |
|              | 地域の代表者    | 市川市民生委員児童委員協議会      | 立川 和子  |
|              | 障がい者団体    | 市川市障害者団体連絡会         | 木下 静男  |
|              | 障がい者団体    | 市川市障害者団体連絡会         | 村山 園   |
|              | 障がい者団体    | 市川市自立支援協議会          | 長坂 昌宗  |
|              | 社会福祉法人関係者 | 社会福祉法人市川市社会福祉協議会*   | 谷内 弘美  |
|              | 公益社団法人関係者 | 公益社団法人市川市シルバー人材センター | 中野 政夫  |
| 関係行政機関       | 千葉県       | 千葉県市川健康福祉センター       | 福田 浩子  |
| 市民           |           |                     | 小野 恒   |
|              |           |                     | 古瀬 敏幸  |
|              |           |                     | 和田 四郎  |

### 障がい者福祉専門分科会

| 条例上の区分       | 区分     | 推薦等の機関・団体     | 氏名     |
|--------------|--------|---------------|--------|
| 学識経験者        | 学識経験者  | 和洋女子大学        | ◎庄司 妃佐 |
|              | 経済界    | 市川商工会議所       | 山極 記子  |
| 関係団体の推薦を受けた者 | 障がい者団体 | 市川市障害者団体連絡会   | 木下 静男  |
|              | 障がい者団体 | 市川市障害者団体連絡会   | ○村山 園  |
|              | 障がい者団体 | 市川市自立支援協議会    | 長坂 昌宗  |
| 関係行政機関       | 千葉県    | 千葉県市川健康福祉センター | 福田 浩子  |
| 市民           |        |               | 小野 恒   |

## 第 5 節 用語解説

い

### (1) 市川市子ども・子育て会議

市川市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 13 号）に基づき本市に置かれる会議。子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議するとされている。

なお、「子ども・子育て会議」は、子ども・子育て支援法第 72 条に基づき内閣府に置かれる会議。→「子ども・子育て会議」。

### (2) 市川市こども発達センター

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年条例第 45 号）に基づき、こども（満 18 歳に満たない者をいう。）の身体的、精神的及び社会的な発達について総合的に支援するための施設として本市に設置する公の施設。位置は市川市大洲 4 丁目 18 番 3 号。市川市こども発達センターには、市川市あおぞらキッズ、市川市おひさまキッズ、市川市こども発達相談室及び市川市大洲こども館の 4 施設が置かれている。

### (3) 市川市こども発達相談室

市川市こども発達センターに置かれる施設。業務は「こども又はその保護者に対し、当該こどもの発達障がいに関する相談に応じ、支援を行うこと」とされている。

### (4) 市川市社会福祉協議会

→「社会福祉法人市川市社会福祉協議会」。

### (5) 市川市社会福祉審議会

市川市社会福祉審議会条例（平成 17 年条例第 8 号）第 1 条の規定により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置されるもの。本市における高齢者福祉、障害者福祉その他社会福祉に関する事項（市川市介護保険条例（平成 12 年条例第 10 号）第 12 条第 2 項に規定する市川市介護保険地域運営委員会の任務に係る事項及び市川市子ども・子育て会議条例第 2 条第 1 項に規定する市川市子ども・子育て会議の任務に係る事項を除く。）に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる（条例第 2 条）。また、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 4 項の合議制の機関として位置づけられる。



(6) 市川市自立支援協議会

障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、障がい者等への支援の体制の整備を図るため、本市に設置するもの。関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとされている(同法第 89 条の 3 第 2 項)。本市では、専門部会として、相談支援部会、生活支援部会、就労支援部会及びこども部会の 4 つの部会を設置している。

(7) 市川市放課後保育クラブ

児童福祉法上は「放課後児童健全育成事業」(第 6 条の 3 第 2 項)で、「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」とされている。

(8) 市川スマイルプラン

市川市で作成する「個別の教育支援計画」のこと。「個別の教育支援計画」とは、発達に課題があるなど、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に、幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、保護者をはじめ、園、学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した教育的支援を引き継いでいくための「ツール」となるもの。

(9) 一般相談支援事業

基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいう。障害者総合支援法第 5 条第 18 項。

(10) 医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室の令和元年 10 月 1 日難病・小児慢性特定疾病地域共生ワーキンググループ資料「医療的ケア児に関する施策について」より。

(11) インクルーシブ教育

→「インクルーシブ教育システム」。

(12) インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第 24 条において、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みとされている。障害者基本計画(第4次)より。

### (13) インクルージョン

英語表記では「inclusion」。障害者の権利に関する条約第3条(c)では「包容」と訳されている。障害者基本計画(第4次)より。

お

#### (1) オストメイト

様々な病気や事故などにより、お腹に排泄のための「ストーマ(人工肛門・人工膀胱)」を造設した方のこと。厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課資料「オストメイト(人工肛門・人工膀胱のある人たち)の公衆浴場への入浴にご理解ください」より。

か

#### (1) 介護給付費及び特例介護給付費の支給

次に掲げる障害福祉サービスに関して障害者総合支援法第29条及び同法第30条の規定により支給する給付。障害者総合支援法第28条第1項。

- ① 居宅介護
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 療養介護(医療に係るものを除く。)
- ⑥ 生活介護
- ⑦ 短期入所
- ⑧ 重度障害者等包括支援
- ⑨ 施設入所支援

き

#### (1) 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事業並びに身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 9 条第 5 項第 2 号及び第 3 号、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 9 条第 5 項第 2 号及び第 3 号並びに精神保健福祉法（昭和 25 年法律第 123 号）第 49 条第 1 項に規定する業務を総合的に行うことを目的とする施設。障害者総合支援法第 77 条の 2 第 1 項。本市では、「基幹相談支援センター大洲（えくる大洲ステーション）」（市川市急病診療・ふれあいセンター3 階）、「基幹相談支援センター行徳（えくる行徳ステーション）」（市川市役所行徳支所 1 階）を設置している。

※ 障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号

障がい者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）。

※ 障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 4 号

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業。

※ 身体障害者福祉法第 9 条第 5 項第 2 号

身体障がい者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

※ 身体障害者福祉法第 9 条第 5 項第 3 号

身体障がい者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して、直接に、又は間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うこと。

※ 知的障害者福祉法第 9 条第 5 項第 2 号

知的障がい者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

※ 知的障害者福祉法第 9 条第 5 項第 3 号

知的障がい者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

※ 精神保健福祉法第 49 条第 1 項

市町村は、精神障がい者から求めがあったときは、当該精神障がい者の希望、精神障がいの状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓

練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障がい者が最も適切な障害福祉サービス事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事務を一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者に委託することができる。

## (2) 基本指針

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年 3 月 31 日号外厚生労働省告示第 116 号）のことをいい、障害者総合支援法第 87 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 19 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める指針であって、基本的理念、障害福祉サービスなどの提供体制の確保に関する基本的考え方等について、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定めたもの。

## (3) 基本相談支援

地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援\*及び継続サービス利用支援\*に関するものを除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること。障害者総合支援法第 5 条第 19 項。

## (4) CAS (キャス)

→「発達障害者支援センター」。

## (5) 教育・保育施設

認定こども園法（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けたもの及び同条第 11 項の規定による公示がされたものを除く。）及び児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所（認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けたもの及び同条第 11 項の規定による公示がされたものを除く。）をいう。子ども・子育て支援法第 7 条第 4 項。

## (6) 強度行動障がい

激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻繁に示し、日常生活に困難を生じている状態。第六次千葉県障害者計画より。

## (7) 居住系サービス

施設入所支援、自立生活援助及び共同生活援助をいう。

<

(1) グループホーム

共同生活援助を行う施設。

(2) グループホーム等支援ワーカー

「中核地域生活支援センター\*」等に委託して実施している千葉県独自の事業。支援ワーカーは、各地域内のグループホーム・ケアホームの事業等への相談支援・普及啓発・新規開設支援等を行う。第六次千葉県障害者計画より。

(3) 訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給

次に掲げる障害福祉サービスに関して障害者総合支援法第 29 条及び同法第 30 条の規定により支給する給付。障害者総合支援法第 28 条第 2 項。

- ① 自立訓練
- ② 就労移行支援
- ③ 就労継続支援
- ④ 就労定着支援
- ⑤ 自立生活援助
- ⑥ 共同生活援助

け

(1) ケアマネジメント

定義は多様だが、「利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害するさまざまな複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発をとおして、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステム」といえる。「相談支援の手引き」第 2 版（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）より。

(2) 計画相談支援

サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいう。障害者総合支援法第 5 条第 18 項。

### (3) 継続サービス利用支援

支給決定を受けた障がい者若しくは障がい児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）又は地域相談支援給付決定\*を受けた障がい者（以下「地域相談支援給付決定障害者」という。）が、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間内において継続して障害福祉サービス又は地域相談支援を適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に係るサービス等利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下同じ。）が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該支給決定障害者等の障害福祉サービス又は当該地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び当該支給決定に係る障がい者等又は当該地域相談支援給付決定に係る障がい者の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい者等又は障がい児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。障害者総合支援法第5条第23項。

- ① サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。
- ② 新たな支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は支給決定の変更の決定若しくは地域相談支援給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該支給決定等\*に係る障がい者又は障がい児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

こ

#### (1) 高次脳機能障がい

交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）が障がいされた状態を指し、器質性精神障がいとして位置付けられる。障害者基本計画（第4次）より。

#### (2) 高齢者サポートセンター

→「地域包括支援センター」。

#### (3) 子育て世代包括支援センター

次の①から④までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて⑤に掲げる事業を行うことにより、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。

なお、母子保健法（昭和40年法律第141号）上の名称は「母子健康包括支援センター」。

同法第22条第1項では「市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センターを設置するよ

うに努めなければならない」とされている。

- ① 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。
- ② 母子保健に関する各種の相談に応ずること。
- ③ 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。
- ④ 母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、厚生労働省令で定める支援を行うこと。
- ⑤ 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。

#### (4) 子ども・子育て会議

内閣府に置かれる会議。子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議するとされている。子ども・子育て支援法第 72 条、第 73 条第 1 項。

なお、「市川市子ども・子育て会議」は、市川市子ども・子育て会議条例に基づき本市に置かれる会議。→「市川市子ども・子育て会議」。

#### (5) こども発達センター

→「市川市こども発達センター」。

|   |
|---|
| さ |
|---|

#### (1) サービス等利用計画

支給決定等に係る障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画のこと。障害者総合支援法第 5 条第 22 項。

「サービス等利用計画案」が、市町村が支給要否決定を行うに当たって申請者（障がい者又は障がい児の保護者）に提出を求めるものであるのに対し、「サービス等利用計画」は、支給決定等が行われた後に指定特定相談支援事業者によって作成されるもの。

#### (2) サービス等利用計画案

支給決定等の申請に係る障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい者等又は障がい児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画のこと。市町村は、支給要否決定を行うに当たって申請者（障がい者又は障がい児の保護者）に指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるが、提出を求められた障がい者又は障がい児の保護者は、指定特定相談支援事業者以

外の者が作成するサービス等利用計画案の提出を希望する場合等には、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案を提出することができる。障害者総合支援法第 5 条第 22 項、第 22 条第 4 項、第 5 項、障害者総合支援法施行規則第 12 条の 4、第 12 条の 5。

### (3) サービス利用支援

サービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者\*その他の者との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、サービス等利用計画を作成することをいう。障害者総合支援法第 5 条第 22 項。

し

#### (1) 支給決定

市町村の介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費を支給する旨の決定のこと。障害者総合支援法第 19 条第 1 項。→「介護給付費及び特例介護給付費の支給」、「訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給」。

#### (2) 支給決定等

障害者総合支援法第 19 条第 1 項に規定する支給決定、同法第 24 条第 2 項に規定する支給決定の変更の決定、同法第 51 条の 5 第 1 項に規定する地域相談支援給付決定又は同法第 51 条の 9 第 2 項に規定する地域相談支援給付決定の変更の決定のこと。障害者総合支援法第 5 条第 22 項。

#### (3) 施設型給付費の支給

「子どものための教育・保育給付」の一つ。教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育施設から特定教育・保育を受けたときに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対して支給する給付。子ども・子育て支援法第 11 条、第 27 条第 1 項。

#### (4) 市町村社会福祉協議会

一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項。



- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ ①から③までに掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(5) 失語症会話パートナー

失語症に関し知識及び理解を有する者で、失語症である者の会話の補助その他の必要な支援を行う者をいう。市川市地域生活支援事業実施規則第 34 条。

(6) 指定一般相談支援事業者

都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者。障害者総合支援法第 51 条の 14。

(7) 指定一般相談支援事業所

都道府県知事の指定に係る一般相談支援事業所（一般相談支援事業を行う事業所）。

(8) 指定計画相談支援

指定サービス利用支援（市町村長の指定に係るサービス利用支援）又は指定継続サービス利用支援（市町村長の指定に係る継続サービス利用支援）。障害者総合支援法第 51 条の 17 第 2 項。

(9) 指定障害児相談支援

指定障害児支援利用援助（市町村長の指定に係る障害児支援利用援助）又は指定継続障害児支援利用援助（市町村長の指定に係る継続障害児支援利用援助）。児童福祉法第 24 条の 26 第 2 項。

(10) 指定障害児相談支援事業者

市町村長が指定する障害児相談支援事業を行う者。児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号。

(11) 指定障害児相談支援事業所

市町村長の指定に係る障害児相談支援事業所（障害児相談支援事業を行う事業所）。

(12) 指定障害児通所支援事業者

都道府県知事が指定する障害児通所支援事業\*を行う者。児童福祉法第 21 条の 5 の 3。

(13) 指定障害者支援施設

都道府県知事が指定する障害者支援施設\*。障害者総合支援法第 29 条第 1 項。

(14) 指定障害者支援施設等

指定障害者支援施設\*若しくはのぞみの園。障害者総合支援法第 34 条第 1 項。

(15) 指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設が提供する障害福祉サービス。障害者総合支援法第 29 条第 1 項。

(16) 指定障害福祉サービス事業者

都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業\*を行う者。障害者総合支援法第 29 条第 1 項。

(17) 指定障害福祉サービス事業者等

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園。障害者総合支援法第 29 条第 2 項。

(18) 指定相談支援事業者

指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者のこと。障害者総合支援法第 51 条の 22。

(19) 指定地域相談支援

指定一般相談支援事業者が提供する地域相談支援。障害者総合支援法第 51 条の 14。

(20) 指定通所支援

指定障害児通所支援事業者\*又は指定発達支援医療機関\*が提供する障害児通所支援。児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項。

(21) 指定特定相談支援事業者

市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者。障害者総合支援法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号。

(22) 指定特定相談支援事業所

市町村長の指定に係る特定相談支援事業所（特定相談支援事業を行う事業所）。障害者の日常

生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条。

(23) 指定発達支援医療機関

独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの。児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項。

(24) 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。児童福祉施設の一つ。児童福祉法第 7 条第 1 項、第 44 条。

(25) 児童発達支援センター

次の①、②に掲げる区分に応じ、障がい児を日々保護者の下から通わせて、①、②に定める支援を提供することを目的とする施設。児童福祉施設の一つ。児童福祉法第 7 条第 1 項、43 条。

① 福祉型児童発達支援センター

日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練

② 医療型児童発達支援センター

日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療

(26) 児童養護施設

保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この項において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。児童福祉施設の一つ。児童福祉法第 7 条第 1 項、第 41 条。

(27) 市民後見人

親族がいない認知症の高齢者や知的障がいなどで判断能力が不十分な人の成年後見人になる一般市民のこと。

(28) 社会福祉協議会

社会福祉法第 10 章第 3 節に基づく市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会並びに社会福祉協議会連合会があるが、市町村社会福祉協議会については、「市町村社会福祉協議会」を参照。

(29) 社会福祉法人市川市社会福祉協議会

市川市の市町村社会福祉協議会。→「市町村社会福祉協議会」。

(30) 重症心身障がい児

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童。児童福祉法第 7 条第 2 項。

(31) 住宅確保要配慮者

次の各号のいずれかに該当する者をいう。住宅セーフティネット法第 2 条第 1 項。

- ① その収入が国土交通省令で定める金額を超えない者
- ② 災害（発生した日から起算して 3 年を経過していないものに限る。以下この号において同じ。）により滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者又は災害に際し災害救助法が適用された同法第 2 条に規定する市町村の区域に当該災害が発生した日において住所を有していた者
- ③ 高齢者
- ④ 障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障がい者
- ⑤ 子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。）を養育している者
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

(32) 障がい児

身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障害者支援法第 2 条第 2 項に規定する発達障がい児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。児童福祉法第 4 条第 2 項。つまり、障害者手帳の所持者に限らない。

(33) 障害児支援利用計画

通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定に係る障害児通所支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画のこと。児童福祉法第 6 条の 2

の 2 第 8 項。「障害児支援利用計画案」が、市町村が通所支給要否決定を行うに当たって申請者（障がい児の保護者）に提出を求めるものであるのに対し、「障害児支援利用計画」は、通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定が行われた後に指定障害児相談支援事業者によって作成されるもの。

#### (34) 障害児支援利用計画案

通所給付決定の申請に係る障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画のこと。市町村は、通所支給要否決定を行うに当たって申請者（障がい児の保護者）に指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるが、提出を求められた障がい児の保護者は、指定障害児相談支援事業者以外の者が作成する障害児支援利用計画案の提出を希望する場合等には、指定障害児相談支援事業者以外の者が作成する障害児支援利用計画案を提出することができる。児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 8 項、第 21 条の 5 の 7 第 4 項、第 5 項、児童福祉法施行規則第 18 条の 14、第 18 条の 15。

#### (35) 障害児相談支援

障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいう。児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項。

#### (36) 障害児相談支援事業

障害児相談支援を行う事業。児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項。

#### (37) 障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給

次に掲げる障害児通所支援に関して児童福祉法第 21 条の 5 の 3 及び同法第 21 条の 5 の 4 の規定により支給する給付。児童福祉法第 21 条の 5 の 2。

- ① 児童発達支援
- ② 医療型児童発達支援（医療に係るものを除く。）
- ③ 放課後等デイサービス
- ④ 居宅訪問型児童発達支援
- ⑤ 保育所等訪問支援

#### (38) 障害児通所支援

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいう。児童福祉法第 6 条の 2 の 2。

(39) 障害児通所支援事業

障害児通所支援を行う事業をいう。児童福祉法第 6 条の 2 の 2。

(40) 障害児入所施設

次の①、②に掲げる区分に応じ、障がい児を入所させて、①、②に定める支援を行うことを目的とする施設。児童福祉施設の一つ。児童福祉法第 7 条第 1 項、第 42 条。

① 福祉型障害児入所施設

保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与

② 医療型障害児入所施設

保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

(41) 障がい者

身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち 18 歳以上である者及び精神保健福祉法第 5 条に規定する精神障がい者（発達障害者支援法第 2 条第 2 項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。）のうち 18 歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳以上であるものをいう。障害者総合支援法第 4 条第 1 項。つまり、障害者手帳の所持者に限らない。

(42) 障害者支援施設

障がい者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び障害者総合支援法第 5 条第 1 項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。障害者総合支援法第 5 条第 11 項。

(43) 障害者週間

国民の間に広く基本原則（地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調）に関する関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため設けられたもの。12 月 3 日から 12 月 9 日までの一週間をいう。障害者基本法第 9 条第 1 項、第 2 項。

(44) 障害者就労施設等

障害者就労施設（障害者支援施設、地域活動支援センター又は生活介護、就労移行支援若しくは就労継続支援を行う事業を行う施設などを指す）、在宅就業障がい者及び在宅就業支援団

体をいう。障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項。

(45) 障がい者等

障がい者又は障がい児をいう。障害者総合支援法第 2 条第 1 項第 1 号。

(46) 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

障がいのある人に対する理解を広げて差別をなくす取組を進めることにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくることを目指し、平成 18 年 10 月に制定、平成 19 年 7 月に施行した千葉県条例（平成 18 年条例第 52 号）。

何が差別にあたるのかを医療、福祉等の 8 つの分野別に定義し、①個別事案を解決する仕組み、②差別の背景にある制度や習慣を変えていく仕組み、③障がいのある人に優しい取組を応援する仕組み、の 3 つの仕組みから構成される。

障害者差別解消法の施行に先駆け、障がいのある人への差別を禁止した全国初となる条例。

第六次千葉県障害者計画より。

(47) 障害福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいう。障害者総合支援法第 5 条第 1 項。

(48) 障害福祉サービス事業

障害福祉サービス（障害者支援施設、のぞみの園その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。）を除く。）を行う事業をいう。障害者総合支援法第 5 条第 1 項。

(49) 障害保健福祉圏域

障害福祉サービスの実施主体は原則市町村であるが、サービスを面的・計画的に整備し、重層的なネットワークを構築するための市町村と県の中間的な単位。健康福祉センターの区域を基本とした 13 圏域と、千葉市、船橋市及び柏市を加えた計 16 の圏域を設定。市川圏域は、市川市と浦安市で構成。第六次千葉県障害者計画より。

(50) ショートステイ

短期入所のこと。

(51) 身体障害者手帳

身体に障がいのある者に対し都道府県知事が交付するもの。身体に障がいのある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現所在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができ（ただし、本人が 15 歳に満たないときは、その保護者が代わって申請する）、また、都道府県知事は、その申請に基づいて審査し、その障がい身体障害者福祉法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならないとされている。身体障害者福祉法第 15 条第 1 項、第 4 項。

せ

#### (1) 生産年齢人口

15 歳から 64 歳までの者の数。

#### (2) 精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者（知的障がい者を除く。以下この項において同じ。）に対し都道府県知事が交付するもの。精神障がい者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現所在地）の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができ、都道府県知事は、その申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障がいの状態にあると認めるときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならないとされている。精神保健福祉法第 45 条第 1 項、第 2 項。

#### (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

高齢期におけるケアを念頭に論じられている「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障害者のケアにも応用したものであり、高齢期の「地域包括ケアシステム」とは異なるものである。厚生労働省 Web サイト「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について」より。

→「地域包括ケアシステム」。

#### (4) 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人又は補助人が本人を代理して行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されている。第六次千葉県障害者計画より。



(5) 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために政府が定める成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画のこと。成年後見制度利用促進法第 12 条第 1 項。

(6) セルフプラン

指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案。

そ

(1) 相談支援

基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいう。障害者総合支援法第 5 条第 18 項。

(2) 相談支援専門員

指定地域相談支援、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）第 3 条第 2 項など。

ち

(1) 地域移行支援

障害者支援施設、のぞみの園若しくは障害者総合支援法第 5 条第 1 項若しくは第 6 項の厚生労働省令で定める施設に入所している障がい者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。障害者総合支援法第 5 条第 20 項。

(2) 地域移行・定着協力病院

精神科病院内での地域移行に向けた取組や、地域との連携を行うなど、精神障害者地域移行支援に積極的に取り組んでおり、千葉県が定める要件を満たし、千葉県から指定を受けた精神科病院。第六次千葉県障害者計画より。

### (3) 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。平成 29 年 2 月 7 日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定。

### (4) 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき市町村及び都道府県がその地域の実情等に応じて提供する行政サービス。障害福祉サービスとは異なり、自治体が柔軟な形態で実施することが可能。

市町村が行う主な地域生活支援事業としては、①障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発、②障がいのある人、その家族、地域住民等により自発的に行われる障がいのある人の地域生活を支援する活動に対する支援、③障がいのある人への相談支援並びに障がいのある人への虐待の防止及びその早期発見のための連絡調整、権利擁護等のために必要な援助、④成年後見制度の利用に係る費用の助成、⑤成年後見制度に係る者の育成及び活用のための研修、⑥意思疎通支援及び意思疎通支援を行う者の養成、⑦日常生活用具の給付・貸与、⑧移動支援、及び⑨地域活動支援センターにおいて日中活動支援を行う事業がある。

また、都道府県は、専門性・広域的な対応が必要な相談支援、人材育成等の事業を行っている。

第六次千葉県障害者計画より。

### (5) 地域相談支援

地域移行支援及び地域定着支援。障害者総合支援法第 5 条第 18 項。

### (6) 地域相談支援給付決定

市町村の地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費を支給する旨の決定。障害者総合支援法第 51 条の 5 第 1 項。→「地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給」。

### (7) 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給

地域相談支援に関して障害者総合支援法第 51 条の 14 及び同法第 51 条の 15 の規定により支給する給付。障害者総合支援法第 51 条の 13。

### (8) 地域定着支援

居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、当該障がい者に対し、障がいの特性に起因して生じ

た緊急の事態その他の厚生労働省令で定める場合に相談その他の便宜を供与することをいう。  
障害者総合支援法第 5 条第 21 項。

#### (9) 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう構築を推進している、地域における包括的な支援・サービス提供体制のこと。国は、2025 年を目途に構築を推進しており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要としている。厚生労働省 Web サイト「地域包括ケアシステム」より。

#### (10) 地域包括支援センター

介護保険法に規定する第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び包括的支援事業その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。介護保険法第 115 条の 46 第 1 項。市川市における通称は「高齢者サポートセンター\*」。

#### (11) 中核地域生活支援センター

対象者種別にとらわれず、福祉全般にわたる相談に 24 時間・365 日体制で応じるとともに、相談者のニーズを把握し、適切な支援機関へつなぐため、連絡・調整等の必要な活動を行っている千葉県独自の制度。第六次千葉県障害者計画より。

つ

#### (1) 通所給付決定

市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費を支給する旨の決定のこと。児童福祉法第 21 条の 5 の 5 第 1 項。→「障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給」。

と

#### (1) 特定教育・保育施設

市町村長（特別区の区長を含む。）が施設型給付費の支給\*に係る施設として確認する教育・保育施設\*。子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項。

#### (2) 特定相談支援事業

基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。障害者総合支援法第 5 条第 18 項。

(3) 特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。学校教育法第 72 条。

(4) 特例介護給付費

→「介護給付費及び特例介護給付費の支給」。

(5) 特例訓練等給付費

→「訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給」。

(6) 特例障害児通所給付費

→「障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給」。

な

(1) 難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 1 条。障害者総合支援法第 4 条第 1 項にいう「特殊の疾病」とは異なる。

に

(1) 日中活動系サービス

療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。

ね

(1) NET119 緊急通報システム

音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステム。スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっている。総務省消防庁 Web サイトより。

の

#### (1) ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念。厚生労働省 Web サイトより。

は

#### (1) 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障がい（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、言語の障がい及び協調運動の障がいを除く。）をいう。発達障害者支援法第 2 条第 1 項、発達障害者支援法施行令（平成 17 年政令第 150 号）第 1 条、発達障害者支援法施行規則（平成 17 年厚生労働省令第 81 号）。

#### (2) 発達障害者支援センター

次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認めて都道府県知事が指定した社会福祉法人その他の政令で定める法人のこと。発達障害者支援法第 14 条第 1 項。

千葉県発達障害者支援センターは、「千葉県発達障害者支援センターCAS」（千葉市中央区）と「CAS 東葛飾」（我孫子市）。

- ① 発達障がいの早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障がい者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。
- ② 発達障がい者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- ③ 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障がいについての情報の提供及び研修を行うこと。
- ④ 発達障がいに関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

⑤ 前各号に掲げる業務に附帯する業務

ひ

(1) ピアカウンセリング

同じ悩みや障がいを持つ仲間の相談に乗り、悩みや障がいをその人自身で克服できるように援助すること。「ピア」(peer)とは「仲間」という意味。

(2) 避難行動要支援者

市町村に居住する要配慮者\*のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものこと。災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の10第1項。

ふ

(1) 福祉型障害児入所施設

→「障害児入所施設」。

(2) 福祉避難所

要配慮者のために指定・開設する避難所。「市川市地域防災計画(震災編)」より。

ほ

(1) 放課後保育クラブ

→「市川市放課後保育クラブ」。

(2) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。

み

(1) 民生委員

民生委員法(昭和23年法律第198号)では、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」とされており、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、

非常勤特別職の地方公務員であり（昭和 26 年 3 月 14 日、昭和 26 年 8 月 27 日行政実例）、給与は支給されないものとされており、市（特別区を含む。）町村の区域に置かれる。また、民生委員は、児童委員に充てられたものとするとしている。民生委員法第 1 条、第 3 条、第 5 条第 1 項、第 10 条、児童福祉法第 16 条第 2 項。

ゆ

#### (1) ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。第六次千葉県障害者計画より。

よ

#### (1) 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号。

ら

#### (1) ライフサポートファイル

障がいのある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録し、関係機関等の支援計画を 1 冊にまとめたファイル。第六次千葉県障害者計画より。

り

#### (1) 療育手帳

「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知）に基づいて発行されるもの（知的障害者福祉法には療育手帳についての規定はない）。同通知の中の「療育手帳制度要綱」の「第 1 目的」では、「この制度は、知的障がい児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受け易くするため、知的障がい児（者）に手帳を交付し、もって知的障がい児（者）の福祉の増進に資することを目的とする」とされている。

れ

(1) レスパイトサービス

障がい者等を介護する家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るため、又は当該家族の疾病、冠婚葬祭などの理由により、一時的に障がい者等を預かり、介護その他の必要な支援（宿泊を伴うものを含む。）を行うサービスをいう。

ろ

(1) 老年人口

65 歳以上の者の数。